

令和6年6月26日・27日

## 防災地域建設委員会資料

### 付託議案

#### 【一般事件案】

承認第1号議案

専決処分事件の報告及び承認について〔関係分〕

令和5年度島根県一般会計補正予算（第11号）

（消防総務課）・・・・・・・・P1

### 報告事項

1. 島根原発2号機の保安規定変更認可について

（原子力安全対策課）・・・・P3

防 災 部

【承認第1号議案】

防災地域建設委員会資料  
令和6年6月26日・27日

令和5年度島根県一般会計補正予算（第11号） [関係分]

＜令和6年3月31日専決処分＞

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	1,643,296	▲ 8,600	1,634,696
防災危機管理課	529,073	0	529,073
原子力安全対策課	2,733,869	0	2,733,869
合計	4,906,238	▲ 8,600	4,897,638

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目		
					款	項	目
消防総務課	1,643,296	▲ 8,600	1,634,696	【財源】県債 : ▲8,600			
1 防災情報システム整備事業費	679,285	▲ 8,400	670,885		2	6	2
2 消防職員・消防団員活動強化事業費	126,338	▲ 200	126,138		2	6	3

## 島根原発2号機の保安規定変更認可について

### 1. 主な経過

平成25年12月25日	中国電力が原子力規制委員会へ新規制基準適合性申請 (設置変更許可・工事計画認可・保安規定変更認可申請)
令和3年9月15日	原子力規制委員会が設置変更を許可
令和5年8月30日	原子力規制委員会が工事計画を認可
令和6年5月30日	原子力規制委員会が保安規定変更を認可

### 2. 保安規定の主な変更内容

#### (1) 設置変更許可の内容に応じた体制や手順等の反映

##### ① 重大事故等の対応のための力量を有した要員の増員

2号機運転中の常駐人数を28名から47名に増員し、招集要員54名を加えた101名を重大事故等に対処する要員として常時確保

##### ② 重大事故等の発生及び拡大を防止するための手順等の追加

既設設備故障時に原子炉に注水する手順、フィルタベント設備を使用する手順など、重大事故等の対応手順ごとに、着手の判断基準や実施時の留意事項等を記載

##### ③ 要員に力量を付与し、維持向上するための教育の実施

要員の役割に応じた内容を教育訓練項目として定め実施するとともに、重大事故対応に必要な技術的能力を有することを確認する訓練を年1回以上実施

#### (2) 安全文化に係る組織体制の見直し

不適切事案の再発・未然防止を図るため、安全文化の育成・維持活動を電源事業本部に集約するとともに、監視・評価活動を行う社長直属の組織（原子力安全監理部門）を設置

### 3. 原子力規制委員会の判断

設置変更許可された内容と整合しており、災害の防止上不十分なものではない

### 4. 県の対応

(1) 今後、原子力安全顧問会議で、原子力規制庁から説明を受け、審査状況を確認

(2) 安全協定に定める安全関係設備（設備不調時に県に連絡が必要な設備）に重大事故等対処設備を追加（別紙参照）

(別紙)

## 安全協定に定める「安全関係設備」の追加について

島根原発2号機の新規制基準適合性審査が終了し、今後は新規制基準に基づき設置された重大事故等対処設備の運用が見込まれることから、安全協定運営要綱別表1に定める安全関係設備に次の設備を追加

炉心冷却機能に関する設備	高圧原子炉代替注水系 低圧原子炉代替注水系（常設）
放射性物質の閉じ込め機能に関する設備	格納容器代替スプレイ系（常設） ペDESTAL代替注水系（常設） 残留熱代替除去系 格納容器フィルタベント系
非常用電源	常設代替交流電源設備 所内常設蓄電式直流電源設備 常設代替直流電源設備

(参考)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）

（異常時における連絡）

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。（注）

(1) 原子炉施設の故障関係

① 略

② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。

（注）甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（抄）

（異常時における連絡）

第8条

1～2 略

3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお

「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。